

令和7年度清瀬市高齢者住宅（シルバーピア）生活協力員募集案内

10月より、高齢者住宅（シルバーピア）内の専用住宅に住み、入居している高齢者の日々の見守り等を行う生活協力員（ワーデン）を募集します。

※高齢者住宅及び生活協力員の詳細については、別紙をご覧ください。

申込みをするとき

●まずは、以下の内容をご連絡ください。

①氏名、住所、電話番号、家族構成

②世帯全員の所得金額の合計 ※おおよその金額で構いません。

●ワーデンの応募資格を満たしている場合は、以下の書類を全て添付してお申込みください。

【提出書類】「申込時に必要な書類について」に掲載

・住民票

※同居する家族がすべて記載されており、本籍、続柄等が省略されていないこと

・令和7年度 住民税課税証明書または非課税証明書等

・住まいに関する書類（賃貸借契約書等）

・戸籍謄本等

・収入証明書（給与所得）もしくは収支明細書（事業所得の方）

※2024年1月2日以降に就職、開業の場合のみ。（該当者のみ）

・東京都特定公共賃貸住宅（あき家）使用申込書

・誓約書（ワーデン用）（A3）

・誓約書（都民住宅入居用）（A4）

1 募集内容

(1) 対象住宅

都営清瀬野塩アパート シルバーピア 清瀬市野塩2-387-19

(2) 業務依頼方法 業務委託

(3) 募集人数 1名

(4) 申込受付期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月10日（木）（土日を除く）

午前9時から午後16時30分まで（最終日は12時まで）

2 応募資格 次の全ての条件に該当する方

(1) シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住できること

(2) 清瀬市在住または在勤する者で、20歳以上で60歳以下であること

(3) 心身ともに健全であること

(4) 高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意があること

(5) 生活協力員の業務を在宅により、適切に行うことができること

(6) 持ち家がないこと

※申込者または同居親族が都内の特定優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅・地域特別賃貸住宅の名義人として居住している場合、原則として申込みできません。ただし、最低居住面積水準未満（例：4人世帯で50㎡未満）の住宅に居住している場合は、申し込み可能です。

(7) 申込者及び同居家族が暴力団員でないこと

(8) 同居する家族がいること（単身者は応相談だが同居家族がいることが望ましい）

(9) 入居する方全員の所得（合算）が以下の所得基準表に当てはまる

家族数※	所得金額
2人	2,276,000円～6,224,000円
3人	2,656,000円～6,604,000円
4人	3,036,000円～6,984,000円
5人	3,416,000円～7,364,000円
6人	3,796,000円～7,744,000円
7人	4,176,000円～8,124,000円

【所得基準表について】

※所得基準の家族数は、申込者本人＋同居親族数＋入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）

・家族が8人以上の世帯は、東京都住宅供給公社募集センター（☎03-3498-8894）にお問い合わせください。

3 選考方法及び面接の日程等

(1) 書類審査及び面接

提出書類により応募資格を審査し、書類審査合格者に対し、面接を実施します。

①面接日 令和7年7月24日（木）

②内 容 個人面談

※面接時間及び場所等詳細については、書類審査終了後、書類審査合格者に通知します。

(2) 推薦候補者の決定

提出書類及び面接の結果を総合的に判断し、推薦者を決定し、令和7年7月下旬頃に通知する予定です。

(3) 東京都住宅供給公社への書類提出

推薦者となった方は、後日、東京都住宅供給公社の資格審査に係る書類をご提出いただきます。

申し込み・連絡先

清瀬市福祉子ども部福祉総務課福祉総務係 ☎042-497-2056（直通）

〒204-8511 清瀬市中里5丁目842番地

● 生活協力員を募集している高齢者住宅（シルバーピア）

都営清瀬野塩アパート シルバーピア 清瀬市野塩 2-387-19

西武池袋線「秋津」駅下車徒歩 13 分

● 入居予定参考間取り等

1 階 3DK 63.26㎡

● 高齢者住宅（シルバーピア）とは

高齢者住宅とは、高齢者（65 歳以上）のひとり暮らしや夫婦世帯などで住宅にお困りの方が、安全で快適な日常生活が送れるように設けられた集合住宅です。建物の管理は、東京都住宅供給公社（J K K）が行っています。

- (1) 住宅には、エレベーターが設置されています。また、居室には手すりなどが設けられているとともに、生活相談・だんらん室など、入居者が交流できる施設も併設されており、高齢者の生活特性に配慮した設備仕様となっています。
- (2) 居室内に緊急通報システムが設けられており、緊急時にボタンを押すと、外部へ異常を知らせることができます。また、居室内で長時間動きがない場合に自動的に発報します。
- (3) 住宅の入居者に対し、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活協力員（ワーデン）が団地内に配置されています。

● 生活協力員（ワーデン）とは

1 生活協力員の職務

- (1) 高齢者住宅区域内、共同施設及び付帯設備の維持並びに修繕の把握
- (2) 団らん室等の管理、清掃及び入居者の交流促進のための活動
- (3) 入居者の健康状態の把握
- (4) 入居者の安否の確認
- (5) 夜間を含む緊急時の対応（災害時の避難誘導、一時的な介護、救命活動及び近親者等への連絡）
- (6) 関係機関等との連絡
- (7) その他市長が必要と認める業務を行う。
- (8) 生活協力員の家族は、生活協力員と共にその業務を行う。

2 委託料等

月額10万円程度

※委託料のほかに、共益費を除く家賃の半額を市が補助します。

3 業務委託契約の解除

次の要件にあてはまる場合、業務委託契約を解除します。その場合、現に居住する生活協力員用住宅を明け渡していただきます。

- (1) 本人が契約解除の申出をしたとき。
- (2) 業務遂行に当たり不正の事実があったとき。
- (3) その他生活協力員として不適当と市長が認めたとき。

●申込みから業務開始まで

(1) 申込み →提出先は、清瀬市役所1階福祉総務課（5番窓口）

7/10 12:00〆切

(2) 書類審査 →合格 7/16

(3) 面接 →合格 7/24実施

(4) 合否→7月末通知

(5) （市より）東京都住宅供給公社（JKK）に書類提出 8/5着→JKKで書類審査確認

(6) 入居予定住宅のお知らせ発送

→住宅の使用許可日の約1か月前にJKKより発送されます。

(7) 入居手続き、業務説明及び引継ぎ等 →9月下旬

(8) 入居、業務開始 ※業務開始にあたり市と委託契約を交わします。

※1 東京都住宅供給公社での資格審査書類確認から住宅のお知らせ発送までは、時間を要する可能性がございます。

※2 入居前のお部屋の下見については、基本的に案内しておりません。詳しくは東京都住宅供給公社までお問い合わせください。